

保育所・幼稚園等で購入した 文房具等の購入費用の一部を補助します



★子育て支援課 ☎ 25- 1 1 4 3

保育所・幼稚園等で使用する日用品、文房具等の購入に要する費用及び園行事への参加費等の実費徴収費用の一部を補助します。

●対象

- 次の1～3をすべて満たすお子さんの保護者
1. 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、地域型保育事業を行う事業所等に入所しているお子さんを持つ保護者で、市内在住の方
 2. 生活保護世帯又は住民税非課税世帯のうち、次の①②のいずれかに該当する世帯
 - ①母子又は父子家庭で、児童を扶養している方
 - ②次のいずれかに該当する方がいる世帯
 - ・身体障害者手帳の交付を受けた方
 - ・療育手帳の交付を受けた方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
 - ・特別児童扶養手当の支給対象児
 - ・障害基礎年金等の受給者
 3. 日用品・文房具等の購入費用、行事への参加費等の実費負担がある方

●補助内容

月額2,500円を上限とし、保育所等に実費で支払った金額を補助（平成31年4月分から令和2年3月分の支払分が対象）

●申請

3月23日(月)までに、必要書類を添えて子育て支援課(市役所2階)へ
※申請は月毎又はまとめて申請できます。

●用意

- ・子育て支援課で配布する申請書・請求書
- ・月毎の実費負担額が分かる書類（領収印が押された集金袋の写し等）
- ・認印（朱肉を使うもの）
- ・保護者の振込先口座番号が分かるもの（通帳等の写し）
- ・その他状況により必要な書類



10月から保育所、幼稚園等の 第3子以降の副食費を補助します

幼児教育・保育の無償化にともない、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設を利用する第3子以降の子どもの給食のおかず等にあたる副食費を、市の事業として10月から補助します。

また、新制度に移行していない幼稚園及び認可外保育施設を利用する子を持つ世帯で、市民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯については、第1子から補助します。

★保育課 ☎ 25- 1 1 2 8
子育て支援課 ☎ 25- 1 1 4 3



◆副食費補助一覧表◆

	保育所、認定こども園、移行済の幼稚園	新制度に未移行の幼稚園、認可外保育施設
対象	・第3子以降 ※第3子とは、保護者が養育し、市内に住む3番目以降の子ども。	・第3子以降又は市民税所得割合算額7万7,101円未満の世帯 ※第3子とは、保護者が養育し、市内に住む3番目以降の子ども。
補助内容	給食費として実費負担している費用のうち、副食費分。 ※副食費とは、給食の主食（米、麺、パン等）以外の材料費で、おやつを含む。 ※令和元年10月分以降の副食費が対象。	
申請	年度内に1回、保育課（市役所2階）へ申請してください。	3月31日(火)までに必要書類を添えて子育て支援課（市役所2階）へ申請してください。 ※申請は月毎又はまとめて申請できます。
用意	・保育課で配布する申請書 ・認め印（朱肉を使うもの） ・その他状況により必要な書類	・子育て支援課で配布する申請書、請求書 ・月毎の実費負担額（副食費が分かるもの）に係る領収書 ・認め印（朱肉を使うもの） ・保護者の振込先口座番号が分かるもの（通帳の写し等） ・その他状況により必要な書類
窓口	保育課（市役所2階） ☎25-1128	子育て支援課（市役所2階） ☎25-1143

※市内の施設での例

移行済の幼稚園：本庄すみれ幼稚園

未移行の幼稚園：本庄旭幼稚園、本庄西幼稚園、本庄東幼稚園、本庄青葉幼稚園、若泉幼稚園

認可外保育施設：こだま保育室(本庄児玉病院)、ヤクルト本庄保育ルーム、ヤクルト児玉保育ルーム

